

昭和二十四年八月二十七日

放送法案

電波廳

放送法案

目次

- 第一章 総則
- 第二章 日本放送協会
- 第三章 一般放送事業者
- 第四章 罰則
- 第五章 雑則
- 附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するようによつて規律するとともに、その自由を保障し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が、國民に最大限に普及されてその効用をもたらすことを保障すること。

二 自由な表現が行われる場としての放送の不偏不党、眞実及び自律を保障すること。

三 放送に携わる者の國民に対する直接の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つ、それを育成するようによつて、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つ、それを育成すること。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に関しては、

左の定義に従うものとする。

一 放送とは、公衆によつて直接受信されることを目的として行われる電氣通信の送信をいう。

二 標準放送とは、國際電氣通信條約及びその附屬規則に定める五百三十五キロサイクルから千六百五十キロサイクルまでの放送用周波数を使用する無線電話による放送をいう。

三 短波放送とは、國際電氣通信條約及びその附屬規則に定める三千キロサイクルから三十メガサイクルまでの放送用周波数を使用する無線電話による放送をいう。

四 超短波放送とは、國際電氣通信條約及びその附屬規則に定める三十メガサイクル以上の放送用周波数を使用する無線電話による放送(周波数変調放送を含む。)をいう。

五 テレビジョン放送とは、放送設備による動き若しくは動かさない

事物の一時的映像又はこれと音声、樂音その他の音響との組合せの放送をいう。

六 フラクシミリ放送とは、記録の目的をもつてする放送設備による固定映像の放送をいう。

七 放送業務とは、放送番組を作成し、演出し、及び送出すること並びにそれらに関する施設を運営することをいう。

八 國內放送とは、日本の領土内で受信されることを目的とする放送をいう。

九 國際放送とは、日本の領土外において受信されることを目的とする放送をいう。

十 放送電力とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。

十一 放送設備とは、放送に使用する無線設備をいう。(演奏室設備、中継連絡設備又はこれらの附屬設備と無線設備の組み合わせを含む。)

十二 放送局とは、放送設備とその操作に必要な人員を備えた施設をいう。

十三 一般放送局とは、日本放送協会以外の者が施設した放送局をいう。

十四 放送事業者とは、日本放送協会及び一般放送局の免許を受けた者(以下一般放送事業者という。)をいう。

十五 受信設備とは、放送を受信することができる設備をいう。

十六 放送番組とは、公衆に直接提供する目的で行われる電氣通信の内容をいう。

(放送番組編集の自由)

第三條 何人も、法律に定める権限によるのでなければ、放送番組に干渉し、又はこれを規律することができない。

(訂正放送等)

第四條 放送事業者が眞実でない事項を放送した場合においては、そ

の事項に関する本人又は直接関係人は、放送事業者に対し疎明を添
そてその訂正若しくは取消の放送をすること又は本人若しくは直接
関係人に弁明の放送をさせることを請求することができる。

2 前項の場合においては、放送事業者は、明白な疎明がない場合を
除いて、同一の放送設備により、相当の方法でその訂正若しくは取
消の放送をし、又は本人若しくは直接関係人の弁明の放送をさせな
ければならない。請求によらないで、放送事業者がその放送につい
て眞実でない事項を発見したときも同様とする。

3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によ
る損害賠償の請求を妨げるものではない。

（国際放送）

第五條 国際放送は国際親善を害するものであつてはならない。外國
において放送する目的で國內で放送番組を編集する場合も同様とす
る。

第二章 日本放送協会

（協会の目的）

第六條 日本放送協会（以下單に協会という。）は、公共の福祉のた
め、あまなく日本全國においてその放送が受信できるように放送事
業を整備運営することを目的とする。

（協会の法人格）

第七條 協会は、前條の目的を達成するため、この法律の規定に基
き設立される法人とし、民法又は商法（明治三十二年法律第四十八
号）に定むる社團又は財團ではない。

（協会の業務）

第八條

協会は、第六條の目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 全国的及び地方的放送を行うため放送局を設置し、維持し、及
び運用すること。
- 二 實際放送を行うため、放送局を設置し、及び運用し、又は政府
の施設を使用すること。

- 一 放送番組を編集し、放送すること。
- 二 放送の進歩発達に必要な研究施設を設置すること。但し、協会の研究活動は放送技術に密接に関連するものに限る。
- 三 協会は、他の機関の研究施設及び活動との重複を避けるために基礎研究又は実用化研究に関する契約をすることができ、
 - 一 ニュース及び情報を集収し、これを他人に提供し、又はニュース提供機関から取得すること。
 - 二 受信料を徴収すること。
- 四 協会は前項の業務の外、左の業務を行うことができる。
 - 一 放送番組編集上必要な印刷、音楽等々を維持し、養成し、又は助成すること。
 - 二 協会が放送することを主たる目的とする公開演奏会その他の催を主催し、又は後援すること。
 - 三 放送の普及発達に必要な周知宣傳を行い、出版をし、及び放送の受信に關し公衆の相談に應ずること。
 - 四 文藝、音楽及び美術等の著作権を取得し、使用し、又はその使用を承認すること。
 - 五 特許権及び実用新案権を取得すること及び協会の目的達成に有効な発明に關する研究の成果等を使用する権利を取得すること。
 - 六 協会の役員及び職員の前金のための諸施設を設け、維持すること、並びに役員及び職員の前金その他の手当の制度を設け、及び社会保険の保険料を負担すること。
 - 七 放送用受信機等を修理すること。
- 五 協会は、前各項の業務を行うに當つては、営利を目的とはならぬ。
- 六 協会は、受信機器若しくはその真実管又は部品を認定し、受信機器の修理業者を指定し、その他名目の如何にかかわらず、無線用機器の製造業者、販賣業者及び修理業者の行い業務を規律し、又はこ

れに干渉することができない。

5 協会は、その収入及び剰余金をすべて第一項及び第二項に掲げる業務の遂行のために用いなければならない。

6 電波監理委員会は、必要と認めるときは、第一項第四号による研究の成果を公開させ又は第二項第四号の著作権若しくは同項第五号の特許権及び実用新案権を他人が使用することを承認させることができる。

7 第二項第七号の放送用受信機器の修理業務は、電波監理委員会が定期に行う調査により必要がないと認められた地域においては、これを行ふことができない。

(事務所)

第九條 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要の地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産及び会計に関する事項
- 五 監理委員会及び役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 放送債券の発行に関する事項
- 八 公告の方法
- 九 定款改正の手續に関する事項

2 定款は、電波監理委員会の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第十一條 協会は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(監理委員会の設置及び権限)

第十二條 協会に監理委員会を置く。

2 監理委員会は、協会の政策を決定し、且つ、その業務の運営を指導統制する権限と責任を有する。

3 監理委員会は、前項の職責を遂行するため、別に規定するもの以外、左の事項をつかさどる。

一 予算及び決算計画の決定

二 役員及び職員

三 協会の位置計画並びに放送局の設置、休止及び廃止

四 放送番組の構成に關する基本計画の承認

五 定款の変更

六 受信契約條項の設定及び変更並びに受信料の免除基準の決定

七 放送債券の発行及び借入並に借入の借入の決定

八 報酬、給與、服務等事業の管理及び業務の執行に關する規程の制定

九 役員報酬、退職金、交際費等の決定

十 その他業務の運営の指導統制

4 監理委員会は、前項に掲げる権限を行う場合においては、第十九條に規定する会議の議決による。

5 第三項各号に掲げる事項のうち、監理委員会が軽微と認められたものについては、監理委員会の議決を経ないで、第二十二條に規定する会社にこれを行わしめることができる。

(監理委員会の組織)

第十三條 監理委員会は、八人の委員及び一人の職務上当然就任する委員(特別委員という。以下同じ。)をもつて組織する。

2 監理委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。但

し特別委員は、委員長又は第四項に規定する委員長の職務を代理する者となることができない。

3 委員長は、委員会の会議を総理し、これを代表する。

4 監理委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長が事故ある場合に委員長の職務を代理する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)

第十條 委員(特別委員を除く。以下同じ。)は、公共の利益に関

し公正な判断をすることができ、産業、経済、労働、教育、文化、藝術、科学、技術等について、廣い経験と知識を有する者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の任命に当つては、別表に定める各地区に住所を有する者のうちから一人を限り任命しなければならない。

3 欠員の委員を補充し又は委員を再任する場合においては、監理委員会の推薦した者につき、第一項の例により任命する。この場合に

おいては、委員補充の推薦については、監理委員会の総委員の過半数の議決により、委員の再任については、監理委員会の総委員の三分の二の多数決によらなければならない。

4 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができなるときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

5 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

三 國家公務員であつて懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しな者

四 國務大臣又は政府職員

五 政黨の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

六 放送局送信機若しくは受信機の製造業者若しくは販賣業者、放送事業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。）若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

七 新聞社、雑誌社その他ニュース又は情報頒布を業とする事業者又はその職員、これらの事業者が法人であるときは、その役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。）又は職員若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間にお

いてこれらに該当した者を含む。）

八 前二項に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

六 委員の任命については、特別委員を言ひ、そのうちの五人以上が同一の政黨に属する者となることとなつてはならない。

（任期）

第十五 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の任期満了とする。

二 委員は、再任されることができる。

三 委員は、任期が満了した場合においては、第一項の規定にかかわらず、第十四條第一項及び第三項の規定により、あらたに委員が任命される場合、再任する。

四 委員の任命は、任命の際において、内閣総理大臣の承認を得ることにより、任命の日から三人については一年、三人

については二年、二人については三年とする。

(退職)

第十六條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第十四條第四項の規定による両議院の同意が得られなかつた場合

二 第十四條第五項(委員任命の欠格要件)各号の一に該当するに至つた場合

(罷命)

第十七條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において罷免するものとされた委員は、その事件が議題となつてゐる國會の委員会に出席し

て弁明のため発言することができる。

2 委員(特別委員を含む。)のうち五人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者のうち四人を越える、員数の委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを罷免する。

3 委員は、他の地区に住所を変更した場合においては、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを罷免する。

4 第一項第二項及び第三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員のほう、酬)

第十八條 委員は、ほう、酬を受けない。但し旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

(議決の方法)

第十九條 監理委員会は、委員長(委員が事故あるときは、第十三條第四項の規定により委員長職務を代理する者)及び四人以上の委

員の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 監理委員会の議事は、別に規定するものの外、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 監理委員会の議事は、議事録として記録しておかなければならぬ。

(役員)

第二十條 協会に、役員として、監理委員会の委員の外、理事五人、監事二人を置く。

2 理事のうち一人を会長、一人を副会長とする。
(理事会)

第二十一條 理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。
(理事及び監事)

第二十二條 会長は、協会を代表し、監理委員会の定めるところに従い、その業務一般を執行する。会長は、第十三條に規定する職務上当然就任する監理委員会の特別委員とする。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 会長及び副会長以外の理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長、及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査し、その監査の結果を監理委員会に報告するとともにその業務報告書を会計検査院を経て国会に提出しなければならぬ。

第二十三條 会長は、放送について、廣い経験と知識を有する者のう

ちから、監理委員会が任命する。但し、最初の会長は、社団法人日本放送協会の役員又は職員のうちから、監理委員会が任命する。

2 前項の任命に当つては、監理委員会は、総委員が三分の二以上の多数決によらなければならぬ。

3 副会長及びその他の三人の理事は、監理委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 監事は、事業計画に關し識見を有する者のうちから、監理委員会の同意を得て、会長が任命する。

5 理事及び監事の任命については、第十四條第五項（委員任命の欠格條件）の規定を準用する。この場合において同項第六号販賣業者、放送事業者とあるのは、「販賣業者」と読みかへるものとする。

第二十四條 理事及び監事の任期は三年とする。但し補欠の理事又は監事は、前任者の残任期間在任する。

2 役員は、再任されることができぬ。

第二十五條 監理委員会は、会長が職務の執行の任にたえなないと認められる場合、又は会長に、義務上の義務違反その他会長に適しない非行があることを認める場合においては、これを罷免することができる。

2 会長は、理事又は監事か職務執行の任にたえないと認められる場合、又は理事又は監事に職務上の義務違反その他理事又は監事たるに適しない非行があると認められる場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

（理事の兼職禁止）

第二十六條 理事は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利に従事してはならない。

2 前項の規定は、理事が常時その職務に専念することに支障のない限り放送事業以外の事業に投資することを妨げない。

（民法の準用）

第二十七條 民法第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法

人の住所)、第五十四條(代表権の制限)並びに非訴事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第一項(仮理事の特別代理人の管轄)の規定は、協会に準用する。

(受信契約及び受信料)

第二十八條 協会の標準放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。但し、放送の受信を目的としない受信設備を設置した者については、この限りでない。

2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、国会が定める。

3 協会は、慈善、救護その他の公共の目的に供する受信設備を設置した者について、前項の受信料を免除することができる。

4 協会は、第二項に規定するものの外、第一項及び第三項に規定する契約の締結については、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けなければならない。

ななければならない。これを改良しようとするときも同様とする。

5 協会は、受信契約に因する事務を郵政省に委託することができる。

(国際放送の費用負担)
第二十九條 協会の行う国際放送の経費は、予算の定めるところにより、国会が負担することができ。

(業務報告の提出)
第三十條 協会は、事業年度ごとに業務報告書を作成し、毎事業年度終了後二月以内に、電波監理委員会を經て、国会に提出しなければならない。

(貸借対照表等の提出)
第三十一條 協会は、事業年度ごとに業務報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書を作成し、毎事業年度終了後二月以内に、会計検査院に提出しなければならない。

会計検査院は前項の業務報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算

昭和三十一年七月二十一日
電波監理委員会

人の住所)、第五十四條(代表権の制限)並びに非
明治三十一年法律第十四号)第三十五條第一項(仮
人の管轄)の規定は、協会に準用する。

(受信契約及び受信料)

第二十八條 協会の標準放送を受信することのできる
した者は、協会とその放送の受信についての契約を
ない。但し、放送の受信を目的としない受信設備を
いては、この限りでない。

2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者か
料は、国会が定める。

3 協会は、慈善、教育その他の公共の目的に供する受
た者について、前項の受信料を免除することかでき

4 協会は、第二項に規定するものの外、第一項及び
る契約の条項については、あらかじめ電報監理委員

なければならぬ。これを要しよとするとときも同

5 協会は、受信契約に関する事項を郵政省に委託す
(國際放送の費用負担)

第二十九條 協会の行う國際放送の経費は、予算の定め
り、國が負担することかできる。

(業務報告の提出)

第三十條 協会は、事業年度ごとに業務報告書を作成し
業務後二月以内に、電報監理委員会を經て、國會に提
ねらぬ

(業務対照表等の提出)

第三十一條 協会は、事業年度ごとに業務報告書、財産
表及び損益計算書並びにこれらに關する説明書を作
業務後二月以内に、電報監理委員会に提出しなければ
2 会計検査院は前項の業務報告書、財産目録、貸借対照

放送法第三十一年の平議は、昭和二十二年
による、内閣に於て、ものとして解す。

算書を検査し、その検査報告書を国会に提出しなければならない。

(会計検査)

- 第三十二條 協会の会計については、会計検査院が検査する。
- 2 会計検査院は、協会に対し、随時その財産の状況の報告を命じ、又は会計検査院の職員を派遣して、その検査をさせることができる。
- 3 会計検査院は、その検査した協会の財産の状況を電波監理委員会に通知する。

(放送債券)

- 第三十三條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、放送債券を発行することができる。
- 2 前項の放送債券の発行額は、三十億円をこえることができない。
- 3 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。

- 4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

- 5 前四項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法の社債に關する規定を準用する。
- (放送の休止及び廃止)

- 第三十四條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を四十八時間以上休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときはこの限りでない。
- 2 前項但書の場合においては、協会はすみやかにその旨を放送委員会に届け出なければならない。

(放送に関する研究)

- 第三十五條 電波監理委員会は、放送の進歩発達と図るため必要と認めるときは、契会に対し、第八條第一項第四号(協会の研究活動)の範囲内で事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の協会において要した費用は、國がこれを負担する。

3 第一項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の發展その他公共の利益になるように利用されなければならぬ。

(放送番組の編集等)

第三十六條 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすよう最大の努力を拂わなければならない。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、且つ、その結果を公表しなければならない。

3 協会は、放送番組の編輯に當つては、左の各号の定めるところに
よらなければならない。

- 一 公衆に關係ある事項を編集者の意見を加えないでできるだけ正確に報道すること。
- 二 意見が対立している問題については、それぞれの意見を代表する者を通じて、あらゆる角度から論点を明かにすること。

三 成人教育の進展に寄與すること。

四 音楽、文字娯樂等の分野において、最善の内容を保持すること。

4 協会は前項に定めるものの外、その放送の質を常に最善の状態に保つことに努めなければならない。

(政治的公平)
第三十七條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

2 公選による候補者の候補者に政見放送その他選挙運動に關する放送をさせたときは、その選挙における他の候補者に対しても、申出に
より同一放送設備を使用し、同等な條件の時間において、同一時間
数を與えなければならない。

3 この法律で定めるものの外、前項の放送に必要な事項は別に法律
又は命令で定めよう。

(商業廣告の放送の禁止)

第三十八條 協会は、表現の如何にかかわらず、他人の著作等に關する廣告を放送してはならない。但し協会の放送番組について、著作者、作曲者等の名称を放送することを妨げるものではない。

(放送設備の譲渡等の制限)

第三十九條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他方法の如何にかかわらず、これを他人の支配に屬させることができない。

(免税)

第四十條 協会には、所得税及び法人税を課さない。

(土地收用)

第四十一條 協会の官む放送事業は、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)第二條(收用使用をなし得る事業)の土地を收用又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第四十二條 協会の解散については別に法律で定める。

第三章 一般放送事業者

(一般放送事業者の責任)

第四十三條 一般放送事業者は、公共の福祉を増進することを目的として放送事業を運営しなければならない。

(廣告放送の料金)

第四十四條 一般放送事業者は、廣告放送をし、又は他人が編集する放送番組をその者のために放送しようとするときは、契約により料率を定めることができる。

(候補者放送)

第四十五條 一般放送事業者が、その設備により、又は他の放送事業者の設備を通じ、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に關する放送をさせたときは、料金を徴収するとしなむにかか

ならず、その選挙における他の候補者に対しても、申出により同一放送設備を使用し、同等の条件の下に同等な時間において、同一時間数を與えなければならぬ。

(廣告者及び廣告放送の告知)

第四十六條 一般放送事業者が、廣告料金を徴収して放送するときは、廣告者及び廣告放送であることを放送によつて告知しなければならぬ。

(協会の放送番組再放送)

2 この法律で定めるものの外、前項の放送に必要事項は、別に法律又は命令で定める。
第四十七條 一般放送事業者は、協会の承諾を得て、協会の放送を受信し、これを放送することができる。この場合において、一般放送事業者は、協会の課集した放送番組に変更を加へ放送してはならぬ。

2 一般放送事業者は、前項の放送を行う場合においては、その放送の開始及び終了に當つて、協会の放送番組の放送であることを告知

しなければならない。

(國際放送実施の命令)

第四十八條 一般放送事業者は、國際放送を行うことができる。

(有線放送)

第四十九條 電線路を利用して放送するための設備(有線放送設備と
いう。)及びこれに必要な附屬設備並びにこれらの運用又は操作に
従事する者を備えた施設(一邸宅内、一構内又は一移動体内における受信を目
的とするものを除く。)(有線放送という。)を運用する者は、こ
の法律の適用について一般放送事業者とみなす。但し、この法律の
うちで「放送設備」とあるのは「有線放送設備」と読み替えるものと
する。

第四章 罰則

(公安を乱す等の放送の罪)

第五十條 日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊するこ

とを主張する事項を放送した者は、三年以下の禁錮に処する。
二 わいせつな事項を放送した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

三 第四條第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。
この場合において、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。
(とく職罪)

第五十一條 協会の役員又は職員が、その職務に關し賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

二 前項に規定する賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者も前項と同様の刑に処する。

三 第一項の場合において、協会の役員又は職員が收受した賄ろは、沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴する。

(報告又は届出の義務違反等の罪)

第五十二條 左の各号に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五十六條第一項の規定による電波監理委員会の命令に違反して、報告、資料、帳簿、その他の記録の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告、資料、帳簿その他の記録の提出をした者

二 第三十條若しくは第三十一條第一項の規定に違反して、業務報告若しくは貸借対照表等の提出をした者

三 第三十二條第二項の規定による会計検査院の命令に違反して、財産状況の報告をせず、又は虚偽の報告をせず又は虚偽の記載をした業務報告若しくは貸借対照表の提出をした者

第五十三條 第五十六條第一項及び第三十二條の規定により、電波監理委員会又は会計検査院の職員が行う検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第五十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第四十九條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

(登記しないときの制裁)

第五十五條 協会の役員が、この法律又はこの法律に基く命令に違反して登記することを怠り、又は不実な登記をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第五章 雜則

(報告の提出、設備等の調査)

第五十六條 電波監理委員会は、放送事業者に対し、必要な報告、資料、帳簿その他の記録の提出を命じ、又はその職員に放送事業者の施設に立入り放送設備及び帳簿その他の書類を調査させることがで

きる。

2 電波監理委員会は、前項によりその職員に調査させる場合には、その身分を示す証票を携帯させ、関係人の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(年次報告記載事項の調査)

第五十七條 電波監理委員会は、左に掲げる事項を調査しその年次報告に記載しなければならぬ。

- 一 放送地域を拡充すること及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信されるような放送業務の改善
- 二 放送番組編成の自由をもたらし方法及び放送設備を自由な表現を行うための不偏不党且つ公共的な場としての放送の簡易且つ公平な利用のための方法

三 放送事業が特定の利益を代表するいかなる政治的、経済的、社会的その他の団体にも支配されないような責任ある経営形態の維

- 四 放送業務、放送設備及び受信設備の改善に重大な関係ある政府諸機関の機能の協調を確保するための方法
- 五 政府が放送について行う規律の性質、範囲及び限度に關し改善を要する事項
- 六 國內及び國外の放送に關する権威ある情報又は放送の分析解釈
- 七 教育のためにする放送の利用
- 八 國際放送の對象、設備及びその実施の方法
- 九 放送の発達に關する研究
- 十 周波數變調、フアクシミリ、テレビジョンその他あらゆる放送業務の開發方策
- 十一 協会の事業につき業務の擴張、縮少又は財政等に対する改善意見

2 電波監理委員会は前項の報告書を作成するに當つては、放送業務、放送設備及び受信設備に關する政府又は民間の資料（統計資料を含む。）を最大限に利用し、商工、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の団体の代表者等の意見を徵するよう努めなければならない。

（放送用受信機の免税）

第五十七條ノ二 何人も放送用受信設備を所有し、使用し、又は運用することによつて國稅又は地方稅を課せられることがない。

（受信機器修理業者の調査及び証明）

第五十七條の三 電波監理委員会は、受信機器の修理業者の分布又は修理の状況を調査し又は受信機器の修理業者の申出により公衆の受信機器を完全に修理できる技能及び設備等を有すること証明することができる。

第六十條 電氣通信大臣は、設立委員を命じて協会の設立に關する事

- 四 放送業務、放送設備及び受信設備の改善に重大な関係ある政府諸機関の機能の協調を確保するための方法
- 五 政府が放送について行う規律の性質、範囲及び限度に關し改善を要する事項
- 六 國內及び國外の放送に關する権威ある情報又は放送の分析解釈
- 七 教育のためにする放送の利用
- 八 國際放送の對象、設備及びその実施の方法
- 九 放送の免運に關する研究
- 十 周波数交調、フアクシミリ、テレビジョンその他あらゆる放送業務の開発方策
- 十一 協会の事業につき業務の擴張、縮少又は財政等に対する改善意見

2 電波監理委員会は前項の報告書を作成するに當つては、放送業務、

放送設備及び受信設備に關する政府又は民間の資料（統計資料を含む。）を最大限に利用し、商標、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の團體の代表者等の意見を徵するよう努めなければならない。

（放送用受信機の免税）

第五十七条ノ二 何人も放送用受信設備を所有し、使用し、又は運用することによつて国税又は地方税を課せられることがない。

（電波法の適用）

第五十八条 この法律に規定するものの外、放送局の電波の利用に關しては、電波法の規定による。

附 則

（施行期日）

第五十九条 この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。

第六十条 電氣通信大臣は、設立委員を命じて協会の設立に關する事

第六十二條の二 内閣総理大臣は、協会の設立前に第十四條の例により、日本放送協会の監理委員会の委員となるべきものを指名するこ
とができる。

2 前項の規定による委員となるべきものは、協会の設立前に第二十
三條第一項但書及び第二項の例により、日本放送協会の会長となる
べき者を指名することができる。

3 第一項の第十四條の例による場合において、同條第五項「放送事
業者」とあるのは「社団法人日本放送協会」と読み替えるものとす
る。

4 第一項及び第二項の規定により指名された委員となるべき者及び
会長となるべき者は、協会の設立の時に於いて、この法律の規定に
よりそれぞれ日本放送協会の最初の監理委員会の委員又は会長に任
命されたものとする。

放送協会は解散し、その資産及び負債その他一切の権利義務は協会
において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及
び清算に関する規定は適用しない。

第六十四條 協会成立の際社団法人日本放送協会に勤務する者（役員
を除く）は、協会成立の際協会の職員となるものとする。

第六十五條 この法律に定めるものの外、協会の設立の日及びその設
立に關し必要な事項は政令で定める。

（登録税法の改正）

第六十六條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次の
ように改正する。

第六條ノ三ノ二 日本放送協会カ放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ
左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

- 一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込毎回拂込金額 千分ノ三
- ニ 登記事項ノ変更、消滅又ハ廢止 每一件 金千二百円

務を処理させる。

2 前項の規定により電氣通信大臣が設立委員を命じたときは、社団法人日本放送協会に対し、その会員の出資した金額を会員に返還すべきことを命じなければならぬ。

3 社団法人日本放送協会は、前項の命令があつたときは、協会設立の日までに会員の出資した金額を会員に返還しなければならぬ。

第六十一條 設立委員は、定款を作成して、電氣通信大臣の認可を受けなければならぬ。

第六十二條 設立委員は、協会の設立のときにその事務を協会の会長に引き継がなければならぬ。

2 協会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、理事及び監事の全員は、政令の定めるところにより設立の登記をしなければならぬ。

第六十三條 協会が成立したときは、その時において、社団法人日本

放送協会は解散し、その資産及び負債その他一切の権利義務は協会において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は適用しない。

第六十四條 協会成立の際社団法人日本放送協会に勤務する者（役員を除く）は、協会成立の際協会の職員となるものとする。

第六十五條 この法律に定めるものの外、協会の設立の日及びその設立に關し必要な事項は政令で定める。

（登録税法の改正）

第六十六條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條ノ三ノ二 日本放送協会カ放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込毎同拂込金額 千分ノ三
二 登記事項ノ変更、消滅又ハ終了 每一件 金千二百円

従タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ每一件
金三百円ノ登録税ヲ納ムベシ

第十九條第七号中「法令ニ依ル公函、」の下に「日本放送協会」
を「公函ニ關スル法令」の下に「放送法」を加える。

(印紙税法の改正)

第六十七條 印紙税法(明治三十二年法律五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五條中に「六ノ九日本放送協会の業務に關する証書帳簿」を加
へる。

(地方税法の改正)

第六十八條 地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十三條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」
を加える。

第百十三條中「新開」の下に「放送、」を加へる。

(郵政省設法法の改正)

第六十九條 郵政省設法法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一
部を次のように改正する。

第三條第二項中「電氣通信省から委託された業務」の下に「、日
本放送協会から委託された業務」を加へる。

第八條第十三号中「電氣通信省設法法(昭和二十三年法律第百
四十五号)第六條」の下に「及び放送法(昭和二十四年法律第
号)第二十八條第五項」を加へる。

(郵政の徴収する交信料)

第六十九條 第二十八條第二項の交信料は月額三十五円とする。

第十四條第二項の規定に基く別表

地区名	都道府縣名
關東信越地区	東京都、千葉縣、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、栃木縣、新潟縣、長野縣、山梨縣、茨城縣、
東北地区	宮城縣、青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣、福島縣、
北海道地区	北海道
東海北陸地区	愛知縣、三重縣、岐阜縣、靜岡縣、石川縣、富山縣、福井縣、
近畿地区	大阪府、京都府、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、兵庫縣
中國地区	廣島縣、山口縣、島根縣、鳥根縣、岡山縣、
四國地区	愛媛縣、徳島縣、香川縣、高知縣、
九州地区	熊本縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、

昭和廿四年八月廿九日

電 波 法 草 案

電 波 廳

電 波 法 案 目 次

- 才一章 総 則
- 才二章 電波監理委員会
- 才三章 無線局の免許
- 才四章 無線設備
- 才五章 無線従事者
- 才六章 運 用
- 才一節 通 則
- 才二節 海岸局及び船舶局の運用
- 才七章 監 督
- 才八章 審理及び訴訟
- 才九章 罰 則
- 才十章 雜 則
- 附 則

(目的)
才一條 この法律は、電波が公共の福祉に適合するように、公平且つ能率的な方法で利用されることを確保し、あわせて電波を利用する業務の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)
才二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

- 一 電波とは、十キロサイクルから三百万メガサイクルまでの周波数の電磁波をいう。
- 二 無線電信とは、電波を利用して、符号を送り又は受けることのできる通信設備をいう。
- 三 無線電話とは、電波を利用して、音声、楽音その他の音響を送り又は受けることのできる通信設備をいう。
- 四 無線設備とは、無線電信、無線電話その他左に掲げるものをいう。
- (一) テレビジョン 電波を利用して、動き若しくは動かない事物の

- 一時的映像、又はこれと音声、楽音その他の音響との組合せを送り又は受けることのできる電氣的設備
- (二) ファクシミリ 電波を利用して、記録の目的をもつて、固定映像を送り又は受けることのできる電氣的設備
- (三) その他、電波を利用して、通報信号若しくはエネルギーを送り又は受けることのできる電氣的設備
- 五 無線従事者とは、無線設備の運用又は操作に従事する者をいう。
- 六 無線局又は局とは、無線設備及びこれに必要な附属設備並びに無線従事者の総体をいう。
- 七 無線通信とは、無線設備による通信をいう。
- 八 公衆通信とは、公衆の一般的利用に供するため電気通信省の行う無線通信業務をいう。
- 九 遭難通信とは、船舶が遭難した場合に行う無線通信をいう。
- 十 緊急通信とは、船舶の安全又は海上における人命の安全に関する通信であつて緊急を要するものをいう。

十一 安全通信とは、船舶航行の安全に關する通信又は重要な現象を報告をいう。

十二 非常通信とは、非常災害の発生した場合において、通常の通信機能が破壊せられ又は通常の通信機能に依存することが不適當である緊急の期間中に行う災害の状況及び救助に關する通信その他公安の維持上必要な通信をいう。

十三 放送局とは、公衆によつて直接受信されることを目的として行われる電気通信の送信をする無線局をいう。

十四 船舶局とは、船舶に施設せられた無線局をいう。

十五 才一種局とは、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船(旅客定員十二人を越える船舶)及び同区域を航行区域とする千六百人以上の旅客船でない船舶の無線電信局をいう。

十六 才二種局甲とは、才一種局及び才三種局に該当しない船舶無線電信局であつて公衆通信を取扱ふものをいう。

十七 才二種局乙とは、才一種局及び才三種局に該当しない船舶無線

電信局であつて公衆通信を取扱わないものをいう。

十八 才三種局とは、総と数千とん未満の漁船及び総と数三百とん未満であつて旅客船又は漁船でない船舶の無線電信局をいう。

十九 海岸局とは、船舶局を相手とするために陸上に施設した無線局をいう。

二十 実験無線局とは、科学又は技術の發達のための実験に専用する無線局をいう。

二十一 アマチュア無線局とは、無線通信に興味を有する者がその研究實踐に専用する目的で施設する無線局をいう。

才二章 電波監理委員会

(設置)

才三條 この法律の公正な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣に電波監理委員会を置く。電波監理委員会は、国家行政組織法（昭和二十三年法律才百二十号）の規定にかかわらず内閣に置かれるものとする。

2 電波監理委員会が、その権限を行うには、才一條に規定する目的に従い、才十六條に規定する会議の議決による。

(権限行使に対する両議院の同意)

才三條の二 電波監理委員会が放送法才三十九條（放送設備の譲渡等の制限）の規定により日本放送協会に対し認可を与えるには、両議院の同意を得なければならない。

2 才六條才二項及び才十條の規定は、前項の場合に準用する。
(内閣に対する責任)

才四條 電波監理委員会は、左に掲げる事項その他電波の規律に関する

國の一切の事務について、内閣に対し責任を有する。

一 電波行政の基本方策の決定（放送に関するものを含む。）

二 電波の管理に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定の立案（右に同じ。）

三 電波の規律に関する法令の立案及び電波監理委員会規則の制定若に同じ。）

四 電波監理委員会の処分に対する異議の申立の審理

2 内閣は、何時でも、電波監理委員会の意見を徴した上、その議決を再審議し、内閣法（昭和二十二年法律才五号）の規定に従い必要な措置をすることかできる。

(組織)

才五條 電波監理委員会は、委員長一人及び委員（委員長を除く。以下同じ。）六人をもつて組織する。

2 委員長は、國務大臣をもつてこれにあてる。

3 委員長たる國務大臣は、国家行政組織法才五條の規定にかかわらず

電滲監理委員会の所掌事務に關し内閣法にいう主任の大臣とする。

委員は、國家公務員法才二條才三項才九号に掲げる特別職の國家公務員とする。

(委員の任命)

六條 委員は、公共の利益に關して公正な判断をすることができ、且つ、広い経験と知識とを有する者のうちから、兩議院の同意を得て内閣總理大臣が任命する。

委員の任期が満了し又は欠員を生じた場合において、國會の閉会又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、前項の規定にかかわらず、兩議院の同意を得ないで委員を任命することができ、この場合においては、任命後最初の國會において、兩議院の同意を得なければならぬ。

左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁こ以上の刑に処せられた者又は才九章に規定する罪を犯し刑に

處せられた者

三 國家公務員であつて懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 國會議員

五 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

六 無線設備若しくはその機器の製造、販売若しくは工事の業者、放送事業者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはその専業株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

七 前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

委員の任命については、委員長を含みそのうちの四人以上が同一の政党に屬する者となることとなつてはならない。
(宣誓及び服務)

才七條 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、國家公務員法才六條才一項（八事官の宣誓書）に規定する宣誓に準ずる宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

2 國家公務員法才九十六條（服務の根本基準）、才九十八條から才百二條まで（服務上の業務）及び才百五條（職員職務の範囲）の規定は、委員に準用する。

（兼職の禁止）

才八條 委員は、營利を目的とする團體の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

（任期）

才九條 委員の任期は、六年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 最初に任命される委員の任期は、前項の規定にかかわらず内閣総理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年、四年、五年及び六年とする。

3- 委員の任期は、毎年四月一日からはじまる。

4 委員は、再任されることかできる。

（退職）

才十條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 才六條才二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつた場合

二 才六條才三項各号の一に該当するに至つた場合

三 内閣総理大臣の訴追に基づき、公開の弾劾手続により、罷免を可とするに決定された場合

2 前項才三号の規定により弾劾の事由は、左に掲げるものとする。

一 職務の遂行に著しい故障があること。

二 職務上の職務に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

（罷免）

才十一條 委員のうち四人以上の者が同一の政党に所屬するに至つた場合においては、これらの者のうち三人を超える員数の委員は、内閣総理大臣が両議院の同意を得てこれを罷免する。委員長及び委員を合わせ四人以上の者が同一の政党に所屬するに至つた場合においては、二人を超える員数の委員を同様に罷免する。

2 前項の場合を除く外、委員は、その意に反し罷免されることがなす。
(彈劾)

才十二條 委員の彈劾の裁判は、最高裁判所において行ふ。

2 内閣総理大臣は、委員の彈劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る委員に送付しなければならない。

4 最高裁判所は、才二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る委員に、これを通知しなければならない。

5 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

6 委員の彈劾の裁判の手續は、裁判所規則で定める。

7 裁判に要する費用は、國庫の負担とする。
(報酬)

才十三條 委員は、予算の範囲内で、一般職の國家公務員の最高の報酬よりも高く、國務大臣のほう給よりも低い額の範囲内の報酬を受ける。
(退職後の就職の制限)

才十四條 委員であつた者は、その退職後一年間は、才六條才二項才六号及び才七号に掲げる職についてはならない。

(委員長)

才十五條 委員長は、電滲監理委員會の会務を総理し電滲監理委員會を代表する。

2 委員會は、委員のうちから副委員長一人を互選する。

3 副委員長は、委員長選放あるとき又は欠員るときは、才一項に掲げ

る委員長の職務を行う。

委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長及び副委員長共に筆頭なる場合に、才一項に掲げる委員長の職務を行う者を定めておかなければならない。

(会議及び手続)

第十六條 電波監理委員会の会議は、委員長(委員長事故あるとき又は欠員の場合は、前條才三項及び才四項の規定により委員長職務を行う者)及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

電波監理委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決するところによる。

電波監理委員会の会議の議事は、議事録として記録して置かなければならない。

この記録は、電波監理委員会の定める手続により、公衆の閲覧のため公開されなければならない。

前項の規定により電波監理委員会が定めた手続は、官報で公示する。

前三項に定めるものの外、電波監理委員会の会議の議事に関し必要な事項は、電波監理委員会で定める。

(事務部局)

才十七條 電波監理委員会の事務部局として電波管理総局を置き、電波監理委員会の事務を行わしめる。

電波管理総局に長官一人を置く。長官は、委員会の指揮監督を受け局務を統理する。

電波管理総局の地方支分部局として、地方電波管理局を置き、電波管理総局の事務の一部を分掌させる。

電波管理総局長官は、次官と同じ基礎に基く給与を受ける。

(電波監理委員会規則)
才十七條の二 電波監理委員会は、この法律及び放送法を執行するため電波監理委員会規則を制定することができる。

(所掌事務の委任)

十七條の三 電報監理委員会は、才四條才一項各号の事項を除きその
所掌事務を電報管理総局に委任することができる。

(國會に対する報告)

十八條 電報監理委員会は、毎年一回その決定した事項につき内閣総
理大臣を経由して國會に報告しなければならない。電報監理委員会が
必要と認めたる場合又は國會の要求があつた場合も同様とする。

第三章 無線局の免許

(免許)

第十九條 無線局を施設し運用しようとする者は、電波監理委員会の免許を受けなければならない。但し、放送（放送法に規定する放送をいう。以下同じ。）を受信する設備については、この限りでない。（申請者の資格）

第二十條 左の各号の一に該当する者は、無線局の免許を申請することができない。

- 一 日本國民でない者
- 二 外國政府又はその代表者
- 三 外國の法人又は團體
- 四 法人又は團體であつて、前三号に掲げる者がその代表者となつてゐるもの
- 五 法人又は團體であつて、第一号から第三号までに掲げる者が、

2 その役員の三分の一以上又は議決権の三分の一以上を占めるもの前項の規定は、左の各号の一に該当する場合には適用しない。

一 國際的及び地域的な條約、規則又は協定に別段の定めがあるとき

二 受信のみを目的として施設するもの及び実験無線局

三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十四條（日本船舶に準ずる外國船舶）各号の船舶に施設する無線局

3 左の各号の一に該当する者に対しては、無線局の免許を與えないことができる。

一 この法律及び放送法の規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき

二 免許の取消を受けた者で、その取消の日から二年を経過しないものであるとき

(免許の申請)

第二十一條 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。

- 一 目的及び理由
- 二 事業計画及び收支概算（放送局その他電波監理委員会規則で定めるものに限る。）
- 三 放送事項
- 四 放送区域
- 五 希望する免許の期間及び運用の時間
- 六 無線設備の設置場所
- 七 希望する周波数及び電波の型式並びに空中線電力
- 八 工事設計及び工事落成期限

九 工事費概算

- 十 予定する無線従事者の資格及び員数
- 十一 運用開始の予定期日
- 十二 相手無線設備の設置場所（相手無線設備が陸上に施設せられるものに限る。）

(申請の審査)

第二十二條 電波監理委員会は、前條に規定する申請書を受理したときは、左の各号に掲げるところに従つて、申請を審査しなければならない。

- 一 第一條の目的に合致すること。
- 二 無線局設置の基本方策に合致すること。
- 三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。
- 四 周波数の割当が可能であること。
- 五 工事設計が技術基準に合致すること。

一 建設従事者の資格及び員数が法令の規定に適合すること。

二 電波監理委員会は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を命ずることができる。

(建設許可)

第二十三條 電波監理委員会は、前條の規定により審査した結果、その申請が同條第一項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、無線設備の建設許可を與える。

二 電波監理委員会は、必要があると認めるときは、前項の許可を與える場合にその建設工事の落成期限を指定することができる。

三 第一項の建設許可を受けた者が、第二十一條のうち、第一号から第八号までの事項を変更しようとするときは、電波監理委員会の許可を受け、又その他の各号の事項を変更しようとするときは、その旨を電波監理委員会に届出なければならぬ。

四 第一項の建設許可又は第二十四條の検査は、電波監理委員会規則の定める無線設備については省略することができる。この場合において、第一項の建設許可又は第二十四條の検査を行わないで、第二十五條に規定する免許を與えるものとする。

(落成届及び新設検査)

第二十四條 前條の建設許可を受けた申請者は、建設工事が落成したときは、その無線設備に無線従事者を配置し、その旨を電波監理委員会に届出て、その検査を受けなければならない。

二 電波監理委員会は、前項の検査に従事する職員には、その身分を示す証票をけい帯させ、關係者の要求があつたときはこれを呈示させなければならない。

(免許の附與)

第二十五條 電波監理委員会は、前條の規定による検査を行つた結果、その無線局が、この法律及びこの法律に基く命令の規定並びに建設

許可を與えた基準に適合していると認めるときは、申請者に対し、無線局の免許を與える。但し、地方電波管理局は、船舶の出航その他運用開始上、急を要する事由があると認めるときは、無線局の免許に代り六月間の効力を有する仮免許を與えることができる。

2 免許を與えたときは、免許状を交付する。仮免許についても同様とする。

3 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を越えることができない。但し、放送局については三年を越えることができない。

4 船舶安全法第四條（無線局を強制される船舶）の規定によつて施設する無線局及び受信のみを目的とする局の免許については前項の規定にかかわらずその有効期間を附さない。

（免許状の記載事項）

第二十六條 前條の免許状には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 免許の日附及び免許の番号
- 二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名
- 三 局の分類
- 四 局の目的
- 五 放送事項
- 六 放送区域
- 七 無線設備の設置場所
- 八 免許の有効期間
- 九 呼出符号（標識符号を含む。以下同じ。）及び呼出名称
- 十 使用電波の型式及び周波数並びに発振及び変調の方式
- 十一 空中線電力
- 十二 空中線の型式（指定した場合に限る。）及び構成
- 十三 運用時間及び通信執務時間
- 十四 無線従事者の資格及び員数

2 免許状には、第七十條に規定する趣旨の記載がなされなければならぬ。

(運用開始の届出)

第二十七條 免許人は、その無線設備の運用を開始しようとするときは、その旨を電波監理委員会に届出なければならぬ。

(免許の更新)

第二十八條 免許人は、電波監理委員会に対し、免許の更新を申請することができる。

2 前項の申請は、申請書によつて、免許の有効期間満了の日以前の六月から三月までの間にしなければならぬ。

3 免許の更新については、免許に関する規定を準用する。

4 電波監理委員会は、第一項の申請があつた場合で必要があると認めるときは、当該無線局に対し六月間の効力を有する仮免許を與えることができる。

(変更の申請等)

第二十九條 免許人は、その局の目的、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所、呼出符号、呼出名称、使用電波の型式若しくは周波数、発波若しくは変調の方式、空中線電力、空中線の型式若しくは構成又は運用時間を変更しようとするときは、申請書を電波監理委員会に提出し、その許可を受けなければならぬ。

2 実験無線局の免許人は、その設備の発波若しくは変調の方式及び空中線の型式若しくは構成を変更したときは、その旨を電波監理委員会に届出なければならぬ。疑似空中線回路を使用する実験無線局については、前段の届出も要しない。これらの場合には、前項の規定は適用しない。

(変更検査)

第三十條 前段第一項の申請者は、無線設備の設置場所の変更又は工事を要する変更についてその変更工事が落成したときは、その旨を

電波監理委員会に届出て、その審査を受け（七）電波監理委員会が要
がないと認めるときは、この検査を省略する。（後）変更許可の内容に
適合していると認められた後でなければその無線設備を運用するこ
とができない。但し、電波監理委員会が別に定める場合又はその檢
査を行う職員の指示を受けた場合は運用することができる。

前項の規定による検査を行った場合は、電波監理委員会が定める
無線検査簿にその結果を記載する。

第二十四條第二項の規定は、前項の検査に準用する。

（免許に属する権利義務の譲渡等）

第三十一條 免許人は、電波監理委員会の許可を受けた場合に限り、
その免許に属する権利義務を譲渡し、又はその局を第三者に使用さ
せることができる。

免許人は、氏名を変更したときは、その旨をすみやかに電波監理
委員会に届出なければならない。

（免許状の訂正）

第三十二條 免許人は、第二十九條及び前條の規定による場合その他
無線局の免許状の記載を訂正する事由が生じたときは、その免許状
を電波監理委員会に提出し訂正を受けなければならない。

（申請の拒否）

第三十三條 無線設備の建設工事が第三十三條第二項の規定によつて
指定された期限までに落成しない場合は、その事由が不可抗力その他
他正当な事由による場合を除くの外、電波監理委員会は免許を拒否
することができる。

2 電波監理委員会は、第三十一條、第三十八條、第三十九條、第三
十一條及び第三十四條第三項の規定する申請に對して免許又は許可
を拒否する場合は、その理由を記載した文書により申請者に通知し
てこれを執行せしめなければならない。

3 免許を拒否された場合は、第三十三條の建設許可はその効力を失

う。

(廢止及び休止)

第三十四條 免許人は、その無線局を廢止しようとするときは、その旨を電波監理委員会に届出なければならぬ。その業務を一月以上休止しようとするときも同様とする。

2 免許人は、第三十七條の規定によつて公衆通信、第四百四十二條に規定する通信、國(國に準ずるものを含む。)が公共の利益のために行う通信の用に供されている無線局を廢止又は休止しようとするときは、前項の規定にかかわらず、電波監理委員会に申請して許可を受けなければならぬ。海岸局その他電波監理委員会規則の定める局についても同様とする。

(免許狀の返納)

第三十五條 免許人は、免許の有効期間が満了したとき、又は無線局を廢止したときは、その免許狀をすみやかに返納しなければならない。

い。免許を取消されたときも同様とする。

(定期検査)

第三十六條 第二十五條の規定によつて施設した無線局は、左に掲げる場合を除き、少くとも年一回電波監理委員会の検査を受けなければならない。

一 新設検査(許可の更新のときに行う検査を含む。)を受けた年

二 船舶局であつて、その船舶が外國地間を航行している場合

2 第二十四條第二項並びに第三十條第一項但し書及び第二項の規定は、前項の検査に準用する。

(公共通信への供用)

第三十七條 電波監理委員会は、申出により、公衆通信、第四百四十二條に規定する通信、その他國(國に準ずるものを含む。)が公共の利益のために行う通信を確保するため、必要があると認めるときは、期間を定めて無線局をこれらの通信の用に供させることができる。

2 前項の場合において、免許人に生じた損失又は費用は、供用を受けた者が、これを補償しなければならない。供用を受けた者が確定しない場合は、國において補償する。

3 前項の場合において、当事者間にその補償の額及び方法について協議が調わないときは、電波監理委員会が決定する。

(周波数の公開)

第三十八條 電波監理委員会は、無線局の免許の申請等に資するため、標準放送周波数帯及び三十メガサイクル以上の周波数帯について、割り当てた周波数及び割り当てることが可能である周波数の表を作成し、常に現行にして置かなければならない。

2 前項の表は、公衆の閲覧に供されなければならない。

(無線業務の権別及び無線局の分類)

第三十九條 無線業務の権別及び無線局の分類は、電波監理委員会規則で定める。

第四章 無線設備

(設備の條件)

第四十條 無線設備は、その目的を十分達成し、且つ他の無線設備に有害な混信を興えないことを確保するため、この章に規定するものの外電波監理委員会の定める技術基準に合致するように施設し、且つ、維持しなればならない。

(周波数、呼出符号等の指定)

第四十一條 無線設備に使用する周波数の型式及び周波数並びに呼出符号及び呼出名称は、電波監理委員会の指定するものでなければならぬ。
電波監理委員会は、必要と認めるときは、無線設備に使用する空中線の型式及び空中線電力を指定することができる。

(電波の業務別分配)

第四十二條 無線設備に使用することのできる電波の型式及び周波数帯の業務別の分配は、電波監理委員会で定める。

(電波の質)

第四十三條 無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波の周波数帯の幅及び高調波の強度等電波の質に関する必要な事項は、電波監理委員会で定める。

(受信設備の条件)

第四十四條 受信設備は、その設備に誘発する高電圧電流が、他の無線設備の機能に有害な支障を興えないものでなければならぬ。

(障害等の防止設備)

第四十五條 無線設備は、他に障害を興えないため必要な電波監理委員会の定める設備を施さなければならぬ。

(保安設備)

第四十六條 無線設備は、その保安のために必要な電波監理委員会の定める設備その他の設備を施さなければならぬ。
(電波監理委員会の定めによるもの)

第四十七條 電波監理委員会が指定する無線設備には、その使用周波数の許容偏差の少くとも二分の一の測定精度を有する周波数測定装置を備えつけなければならない。

2 前項の周波数測定装置は、電波監理委員会によつて維持せられる標準周波数と比較して定められたものでなければならぬ。

3 第一項に規定するものの外、無線設備には、その運用及び操作のために必要な電波監理委員会の定める計器、予備品その他の物品を備えつけておかなければならない。

(船舶局等の強制電波)

第四十八條 船舶局及び海岸局の無線電信、無線電話は、電波監理委員会規則で定める型式及び周波数の電波を送り又は受けることのできるものでなければならぬ。但し、受信専中の目的で施設するものその他電波監理委員会においてその必要がないと認められたものは、この限りでない。

(船舶の義務無線電信の條件)

第四十九條 船舶安全法第四條の規定による船舶に施設する無線電信(以下義務無線電信といふ)の王送信装置は、五百キロサイクルの周波数において、昼間百九十キロメートル以上の有効通達距離をもつものでなければならぬ。

第四條

2 電波監理委員会は、船舶安全法第一條第三号に該当する船舶に施設する無線電信については、前項の規定にかかわらずその周波数及び有効通達距離を別に定めることができる。

第五十條 義務無線電信には、左に掲げる條件に適合する非常設備を装置しなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号に該当する船舶に施設する無線電信であつて電波監理委員会が、船体の構造上非常設備を装置することが不適当であると認められた場合は、この限りでない。

一 独立の電源をもつこと。

- 一 連続して六時間以上使用できること。
- 二 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において、昼間百五十キロメートル以上の有効到達距離をもつこと。但し、その局が第一種局に該当しない場合は、昼間九十五キロメートル以上の有効到達距離をもつていなければならない。
- 三 受信装置は、五百キロサイクルの周波数を受信することができ、且つ、鉱石検波の方式によつても受信できること。
- 四 直ちに全能力をもつて使用できること。
- 五 前項の非常設備は、最高潮敷きつ水線となるべく高く船舶の上部の安全な位置に装置することを要する。
- 六 主要信装置が前二項の条件を具備するときは、非常設備の装置（受信装置を除く。）を省略することができる。
- 七 非常災害用設備の条件

第九十一條 非常災害の発生した場合に使用する目的で施設する無線電信、無線電話は、電波監理委員会が指定する場合を除くの外、左の条件に適合する無線を装置しなければならない。

- 一 設置していること。
- 二 連続して二十四時間以上使用できること。
- 三 直ちに全能力で使用できること。

（空中線電力）

第九十二條 無線設備の空中線電力は、目的を達するため必要な最小のものでなければならぬ。

（無線設備の機器の検定）

第五十三條 船舶に施設する方位を測定する無線設備及び警報信号を自動的に受信する無線設備並びに放送を受信する無線設備その他の無線設備の機器は、その種類について、電波監理委員会が定める技術基準に適合したものでなければならぬ。この技術基準並びにこれに適合しているか否かの検定その他これに關する手続は、電波監理委員会規則で定める。

第五章 無線従事者

(無線従事者免許及び資格等級)

五十五條 無線設備は、左に掲げる資格等級によつて、電波監理委員会の免許を受けた者でなければその運用又は操作に従事してはならない。但し、受信専用の目的で施設したもののその他電波監理委員会において特に必要がないと認められたり又は船舶航行中であつて免許を受けた無線従事者が得られない場合その他電波監理委員会において特に事情やむをえないと認められた場合は、この限りでない。

一 無線通信士

(一) 第一級

(二) 第二級

(三) 第三級

(四) 電話級

四 電守員級

二 無線技術士

(一) 第一級

(二) 第二級

(三) 第三級

三 アマチュア無線技術士

(一) 第一級

(二) 第二級

四 電波監理委員会規則により特に認められた級

- 2 無線従事者免許は申請により、試験を行つて、これを與える。
- 3 無線従事者の免許を與ふときは、無線従事者免許証を交付する。
- 4 無線従事者免許の有効期間は、免許の日から起算して五年とする。
- 5 無線従事者の無線設備の運用又は操作に従事し得る範囲、試験の科目及び程度、免許申請の手続、合理的な申請手数料その他免許に關し必要な事項は、電波監理委員会規則で定める。

(免許の更新)

第五十六條 無線従事者は、その免許の有効期間満了の際し、同一資格等級について免許の更新を申請することができる。

2 前項の申請か、左の各号の一に該当するときは、電波監理委員会は、試験を行わないでその免許の更新をしなければならぬ。

1 免許の有効期間中遡算して、二年六月以上実務に従事し、この法律に基く命令若しくはこれに基く処分違反しなかつた者

2 免許の有効期間中遡算して一年六月以上実務に従事し、この法律又はこの法律に基く命令若しくはこれに基く処分違反しないうて、且つ、その従事年数のうち六月以上が申請当日の直前一年以内にある者

3 第一項の申請が第二項各号に該当しないものであるときは、第五十五條第二項の試験を行つて免許の更新をしなければならぬ。

4 前項の場合において、電波監理委員会は、申請者の実務経歴及び成績によつて、試験の一部を免除することができる。

5 前條第三項から第五項までの規定は、前三項の場合に準用する。
(欠格事由)

第五十七條 左の各号の一に該当する者に対しては、無線従事者免許を與へない。

1 六ヶの禁役又は禁こ以上の刑に処せられた者

2 電波監理委員会の定めるところによつて資格等級に^二応じ一定の年齢に達しない者

第五十八條 左の各号の一に該当する者に対しては、無線従事者免許を與へないこととする。

1 電波監理委員会の禁役又は禁こに処せられた者

2 この法律に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者であるが執行終了又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を満した者

三 無線従事者免許を取消された者で、取消された日から二年を経過しな
四 い者 著しく心身に欠陥のある者、

(無線従事者原簿の備えつけ)

第五十九条 電波監理委員会は、無線従事者原簿を備えつけて免許を
與えた者の氏名、本籍、生年月日、資格等級、実務経歴及び第九
十一條の規定によつて行つた処分その他必要と認める事項を記載し
なければならぬ。

(免許証の返納)

第六十條 無線従事者免許の有効期間が満了したときは、無線従事者
免許証は、すみやかにこれを返納しなければならぬ。免許を取消
されたときも同様とする。

(主任通信士の配置等)

第六十一條 左に掲げる船舶無線電信局には、主任通信士として各下
段の條件に適合した無線通信士を配置しなければならぬ。

一 第一種局

最近十年内に、船舶無線電信局において、無線通信
士第一級の資格者として、二年以上の実務経歴を有
し、且つ、現にその資格を有する者

二 第二種局甲

最近十年内に、船舶無線電信局において、無線通信
士第一級の資格者として、一年以上の実務経歴を有
し、且つ、現にその資格を有する者

三 第二種局乙

無線通信士第一級の資格を有する者、又は最近十年
内に船舶無線電信局又は海岸局において、無線通信
士第二級の資格者として、六月以上の実務経歴を有
し、且つ、現にその資格を有する者

2 電波監理委員会は、前項に規定するものの外、必要があると認めるときは、電波監理委員会規則により無線局に配置すべき無線従事者の資格及び員数を指定することができる。

(選解任届)

第六十二条 免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、その免許証の写及び解任の理由を添えて、その旨を電波監理委員会に届出なければならない。

2 この法律又はこの法律に基く命令その他の法令に違反した理由により無線従事者を解任した場合は、すみやかに前項の届出をしなければならない。

第六章 運用

第一節 運用

(目的外使用の禁止等)

第六十三條 無線電機は、その目的外の用途許すの記載事項の範囲を超えて運用してはならない。但し、左に掲げる場合については、電波管理委員会の定めるところに従い、その免許状の記載事項の範囲以内の範囲で運用を行うことができる。

一 運送設備

二 緊急通信

三 安全通信

四 非常通信

無線電機は、前掲各号の範囲の外、公衆の一般所利用を目的として運用される無線電機の受領その他の電波管理委員会の定めるところに従い、その旨の目的外に、これを運用することができる。

(妨害等の防止)

第六十四條 無線電機は、他の無線電機の運用に有害な混信その他の妨害を與えないようにその設備を運用しなければならない。

(類似型中波回路の使用)

第六十五條 無線電機は、左に掲げる場合には、類似型中波回路を使用しなければならない。但し、第一号又は第二号の場合で電波の放射を特に必要とする場合は、この限りでない。

一 無線電機の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

二 無線電機を運用するとき。

三 無線設備の機器の試験を目的として施設した号を運用するとき。

(無線電機等の運用)

第六十六條 無線電機が運送を行う場合は、普通語により、且つ、その目的とする用途を明瞭にするものに限る。

アマチュア無線機の行う運送は、普通語により、且つ、他人の依頼

ておこなふものではない。

一 電報その他の業務用でなく、免許人の個人的性質のものであつて且つ、秘匿なもの

二 その研究実践に関する技術的性質のもの

(運用時間の指定)

第六十七條 電報監理委員会は、無線設備を運用することのできる時間(運用時間という。以下同じ。)を指定する。

二 電報監理委員会は、公衆通信その他公益上必要な通信のため、又は電報の混信を防ぐため、若しくは電報の能率的使用のために必要があるとき認めるときは、運用時間の変更を命ずることが出来る。 監理委員会

三 無線電報は、第六十三條第一項各号の通信を行う場合その他電報が必要であると認め別に定められた場合は、運用時間外においても運用することが出来る。

(時刻)

監理委員会

第六十八條 無線電報の業務に使用する時刻は、電報の特に定める場合を除くの外、日本中央標準時によるものとする。

(虚偽の遭難通信等の禁止)

第六十九條 無線電報は、虚偽の船舶遭難通信、緊急通信及び安全通信その他虚偽の通信を行つてはならない。

(秘匿の保護)

第七十條 何人も法律に定める極限によるのでなければ、公衆が直接受信することとを目的としない無線通信の傍受その他通信の秘匿を侵す行為をしてはならない。

二 何人も法律に定める極限によるのでなければ、前項の無線通信の存在若しくはその内容を漏らし又は利用してはならない。

(業務書類等の備付)

第七十一條 無線電報には、電報監理委員会の定めるところにより正確な時計並びに無線検査簿、無線業務日誌等の必要な書類を備えつけておかねばならない。但し、特に指定する場合は、この限りでない。

(委任規定等)

第七十二條 本章に規定するものの外、選任方法その他無船長の業務に
関し必要な細目の事項は、海運監理委員会規則で定める。

免許人は、この法律及びこの法律に基づく命令の範囲内において、選
用規則等を定めたとときは、その実施前まで、これを海運監理委員会に届
出なければならぬ。

海運監理委員会は、必要があると認めたとときは、免許人に対し、前
項の規則等の変更を命ずることが出来る。

第二節 海運及び船舶の通商

(船舶の操縦者の職務)

第七十三條 船舶長の職務は、その船舶の航する船舶の操縦者の責任を
する。

前項の操縦者は、海運従事者として、この法律及びこの法律に基づく
命令の規定を忠実に履行しなければならない。

(船舶長の選任)

第七十四條 船舶長の選任は、その船舶の航行中である。但し、登陸後
船のみを運用する場合は、第六十三條第一項各号の船舶を航行する場合その
海運監理委員会が必要があるとき、この限りでない。

船舶長は、船舶長の職務は、海運従事者の職務である。その他の職務を
兼任してはならない。但し、第六十三條第一項各号の船舶を航行場合は
この限りでない。

海運従事者は、船舶長から、自身の職務に就任を受けたときは、妨害し
てゐる船舶に対して、航行の中止その他の必要な措置を講ずることができ
る。この請求を受けた船舶長は、直ちにこれに従わなければならない。

船舶長は、海運従事者と航行を行う場合は、航行の順序及び時刻並びに
使用標誌の形式又は高さ等について、海運従事者の指示に従わなければならない。

（通信執務時間）

第七十五條 左に掲げる船舶無線電機は、その船舶の航行中、少くとも各下記の時間執務しなければならない。但し、船舶の航行区域、航続時間その他の事由によつて、電報監理委員会が特に認められた場合はこの限りでない。

船舶無線電機	通信執務時間
第一種電機	無休
第二種電機甲	一日十六時間
第二種電機乙	一日八時間
第三種電機	不定

又、第二種電機の通信執務時間制は、電報監理委員会規則でこれを定める。
船舶無線電機又は船舶無線電機は前二項の規定にかかわらずその

の船舶の航行中常に支障がない限り、左の区域によつて、執務しなければならない。

- 一 第二種電機 入港前退港六時間以上 毎日日本中央標準時による九時及び十七時が各三十分間
- 二 第三種電機 毎日日本中央標準時による九時及び十七時が各三十分間
- 三 送信及び受信をすることができる 船舶無線電機（但し送信及び受信をすることができる無線電機を施設しているものを除く。） 毎日日本中央標準時による九時及び十七時が各三十分間

電報監理委員会の通信執務時間は、原則として、休体とする。但し、電報監理委員会は、電報監理委員会の業務及び設備の性質によりその通信執務時間を別に指定することができる。この場合においては、電報監理委員会は、その通信執務時間を公示しなければならない。

（沈黙時間）

第七十六條 海岸電及び船舶電は、左に掲げる通信又は信号を傳送する

場合を除くの外、日本中央標準時による毎時の十五分及び四十五分から三分間（沈黙時間という。以下同じ。）四百八十五キロサイクルから五百十五キロサイクルまでの周波数の電波を放射してはならない。

一 遭難通信

二 緊急通信

三 安全信号 但し、沈黙時間の終末に該る。

2 電波整理委員会は、船舶の航行の安全上必要があることを認めたとときは、前項各号の通信又は信号を再送する場合は、電波の型式及び周波数を指定し、時間を定めてその電波の放射を禁止することができる。

（遵守義務）

第七十七條 五百キロサイクルの周波数をもつて送受することができると認められた電波の型式及び周波数は、その電波の放射時間内並びに第七十五條第三項の規定による執務時間内において、左の区別により五百キロサイクルの周波数を遵守しなければならない。

一 沈黙時間中 必ず遵守する。

二 沈黙時間以外の時間中

電波中又は電波の周波数を聴取中であつて、設備の關係で遵守することができない場合を除くの外遵守する。

船舶無線電波は、第七十五條第三項の規定によつて執務する場合に、二百八十二キロサイクルの周波数によつて遵守しなければならない。

前各号の規定によるものの外電波整理委員会が船舶航行の安全上必要と認め、電波の型式及び周波数並びに時間を指定して遵守を命じたときは、電波の型式及び周波数は、これに従つなければならない。

（遭難通信）

第七十八條 船舶は、電波の一切の無線通信に優先して、遭難通信を受

理し、必要な措置をとらなければならぬ。

2 他の船舶が遭難していることを知つた船舶等は、左の場合にかいては、遭難通報を発信しなければならぬ。

一 遭難船舶が自ら遭難通報を発信することができないと認めたととき。

二 遭難船舶の無線局の機能低下し又は停止したため、その無線局に代り更に遭難通報を発信する必要があると認めたととき。

三 遭難船舶の無線局から遭難通報の発信を依頼されたとき。

3 遭難通報の率領は、遭難した船舶の無線局、前項に規定する無線局又は遭難した船舶等から遭難通報の率領を依頼された無線局が行う。

4 沿岸等及び船舶等は、遭難通報の発信を認めたとときは、直ちにこれに回答し、且つ救助上最便宜の位置に於て無線局に対する通報その他救助に関し、最善の措置をとらなければならぬ。

5 無線局は、遭難通報を認めたとときは、これを妨害する虞のある電波

の発射を直ちに中止しなければならない。

(緊急通報)

7十九條 沿岸等及び船舶等は、遭難通報に次ぐ優先順位をもつて、緊急通報を取扱つなければならぬ。

1 沿岸等及び船舶等は、緊急通報の発信を認めたとときは、遭難船舶のたうた通報を除き、少くとも三分の二を確保して、これを確保しなければならぬ。

2 沿岸等の場合にかいては、緊急通報を行はれないとき又はその通報が終了したことを確認したときでなければ、緊急通報に使用されている無線局以外の無線局で遭難中の船舶等及び船舶は、その通常の業務を継続することができる。

(その他)

第八十條 海岸局及び船舶局は、安全通符を、すみやかに、且つ、確實に傳達しなければならぬ。

2 安全通符の發信を認めたる海岸局及び船舶局は、その通符が自らに關係のないことを確認するまでその通符に使用されている周波数で聴取し、確認しなければならぬ。この場合その海岸局及び船舶局は、安全通符に妨害を與ふる虞のある電波を發射してはならぬ。

(船舶局の機器の調整のための電燈)

第八十一條 海岸局は船舶局より、又船舶局は他の船舶局より、機器の調整上必要な交信を求められたときは、交信のをい限り、他の船舶局に妨害を與へないことと確かつた上、これに應じなければならぬ。

(通符國人出等の発用)

第八十二條 船舶局及び海岸局は、それぞれの海岸局の無線電波が入つたとき又はその無線電波を去らうとするときは、その旨を簡略に、その海岸局に通知しなければならぬ。その船舶が入港及び出港することも同様とする。

3 船舶の無線電波の無線電波は、無線電波運用委員会が公示する。

第七章 監督

(電波の監視及び規正)

第八十三條 電波監理委員会は、無線通信の秩序の維持、その他無線局の適正な運用を確保するため、その施設する電波監視機關（電波監視局という。以下同じ。）をして、発射電波を監視させ、且つ、違法な電波又は通信の規正について指示させることができる。
(駐在による監視及び規正)

第八十四條 電波監理委員会は、前條の監視及び規正の目的を達成するため必要があると認めるときは、電波監視局以外の無線局に所属の職員を駐在させて、前條の監視及び規正の指示を行わせることができる。

2 電波監理委員会は、前項の場合において所屬の職員を駐在させるときは、その局の免許人の同意を得なければならぬ。

3 電波監理委員会は、第一項によつて職員を駐在させる場合は、こ

その身分を示す証票を携帯させ、関係人の要求があるときは、これを
これに呈示させなければならぬ。

(電波監視局の権限)

第八十五條 電波監視局は、その規正の指示に従わない無線局に対し、
電波の発射の臨時停止その他
電波の発射の臨時の措置を命ずることができる。

2 電波監理委員会は、第一項の規定によつて行つた処分が不相当と
認めるときは、遅滞なく、これを取消し又は変更しなければならぬ。

(臨時検査)

第八十六條 電波監理委員会は、無線局がこの法律又はこの法律に基
く命令若しくはこれらに基いてなす処分に適合することを確保する
ため必要があると認めるときは、第三十六條の規定による検査の外、
何時でも、無線局を検査することができる。

2 前項の検査の結果、その無線局が、この法律又はこの法律に基く
命令若しくはこれに基いてなす処分に適合していないと認める場合

て、且つ、急迫の事情があるときは、その検査を行つた職員は、運用の臨時停止その他臨機の措置を命ずることができる。

3 第二十四條第二項、第三十條第二項及び前條第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

(事情の變更又は休止による取消等)

第八十七條 電波監理委員会は、無線局の免許を與えた基礎となつた第二十二條第一項各号に該当する事情が變更し又は消滅したと認めるときは、その免許を取り消すことができる。免許人が第二十條第一項各号に該当するに至つたときも同様とする。

2 電波監理委員会は、正当な事由がないのに、無線局の運用を六月以上休止したときは、その免許を取り消し又は免許事項を制限することができる。

(公共通信のための取消等)

第八十七條之二 電波監理委員会は、公衆通信、第四百四十二條に規定

する通信、その電波(電に準ずるものを含む。)が公共の利益のために行う通信を確保するため必要があると認めるときは、これらの通信に有害な電波を與ふる虞のある無線局に対して、局の免許を取り消し又は免許事項を制限することができる。

2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(刑罰、法令違反等による取消等)

第八十八條 電波監理委員会は、無線局の免許人が、左の各号の一に該当すると認めるときは、その免許を取り消し又はその局の運用の停止若しくは制限を命ずることができる。

一 第二十一條、第二十二條第二項、第二十八條第一項、第二十九條又は第三十一條第一項に規定する申請書又はこれに添えた書類に、虚偽の事實を記載したとき。

二 第三十三條第一項但書に規定する場合を除くの外第二十六條に規定する免許状の記載事項に違反したとき。

三 この法律又はこの法律に基く命令若しくはこれらに基いてなした処分違反したとき。

四 この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 電波監理委員会は、第三十一條の規定による第三者がこの法律又はこの法律に基く命令若しくはこれに基いてなした処分違反したと認めたるときは、第三十一條の規定による許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその使用を停止し若しくは制限することができる。この場合には、前項の規定は適用しない。

(局の免許取消の通知)

第八十九條 無線局の免許の取り消しは、理由を記載した文書により免許人に通知して行わなければならない。

2 前項の処分は、その通知書が免許人に到達した日から十五日を経た後でなければその効力を生じない。
(機器の撤去等)

第九十條 無線局の免許を取り消されたときは、免許人は、遅滞なく、空中線の撤去その他その無線局を運用することができないよう措置を講ずなければならない。局を臨止したとき、又は局の免許(仮免許を含む。)の有効期間が満了したときも同様とする。
(無線従事者免許の取消等)

第九十一條 電波監理委員会は、無線従事者が第五十七條第一号に該当したときは、その無線従事者免許を取り消さなければならない。

2 電波監理委員会は、無線従事者が左の各号の一に該当すると認めるときは、無線従事者の免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務に従事することを停止することができる。

一 第五十八條第一号又は第二号に該当したとき。

二 この法律又はこの法律に基く命令若しくはこれらに基いてなした処分違反したとき。

三 不正な方法によつて免許の申請又は受験をしたことが発覚したとき。

3 前項の停止処分は、処分の基礎となつた事情が消滅し又は処分を受けた者の改悛の情が顕著であると認めるときは、電波監理委員会は、これを軽減又は解除することができる。

4 第八十九條の規定は、第二項の規定による免許の取消又は停止の処分に準用する。

(電波監視官)

第九十二條 無線局が不法に施設せられることを防止するため、電波監理委員会に電波監視官百人以内を置く。

電波監視官は、電波の利用が適法に行われているか否かを調査し、不法に施設せられた無線局があると認めるときは、施設の場所に臨検し、その設備を搜索し又は押収し、その内容を電波監理委員会に報告し及び必要がある場合には犯罪の訴追に協力することについて電波監理委員会委員^長が特命を付けたものとする。

3 電波監視官は、電波監理委員会の職員の中から、電波監理委

員会委員長が命じ、その指定する地に勤務しなければならない。

4 電波監視官は、不法に施設せられた無線局に係する電線につき、刑事訴訟法^八昭和二十三年法律^六百三十一号^一に規定する司法警察員の職務を行う。但し、被疑者を逮捕することほできない。

5 電波監視官は、職務を行うにあつては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(遠法局等の届出)

第九十三條 無線局の免許人は、左の各号の場合には、電波監理委員会の定めるところにより、電波監理委員会に報告しなければならない。

- 一 遭難、緊急又は安全通信を行つたとき。
- 二 この法律及びこの法律に基く命令の規定を反して、無線設備を使用した局を認めるとき。
- 三 不法に施設された無線設備があると認めるとき。

四 外國において、その運用の制限その措置をされたとき。

(報告等の提出)

九十四條 電波監理委員会は、必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に關する報告又は書類その他の記録の提出を命ずることができる。

第八章 審理及び訴訟

(審理の目的)

第九十五條 電波監理委員会規則の制定及び無線局の免許その他電波監理委員会の行う処分を、公共の福祉に十分適合させることを目的として、この章に定めるところに従い審理を行うものとする。
(審理の専案)

第九十六條 電波監理委員会は、左の各号に該当する場合は、その事案について審理を経なければならない。

- 一 電波行政に関する法令の立案及び電波監理委員会規則の制定
 - 二 電波監理委員会の処分に対する異議の申立
 - 三 その他電波監理委員会が必要と認めたる事項
- 2 左の各号に該当する電波監理委員会規則については、前項の規定にかかわらず審理を省略することができる。
- 一 電波監理委員会の内部組織に関するもの。

一 電波監理委員会の部内事務手続に関するもの。

二 その他電波の規律に関する実体的規定を含まないもの。
(審理官)

第九十七條 審理を公平に行うため、電波監理委員会に審理官五名以内を置く。

一 審理官は、電波監理委員会より附託せられた事案の審理を主宰し、審理の結果に基き、自己の判断を電波監理委員会に勧告することをする。

二 審理官は、電波監理委員会が任命する。罷免するときは、同様とする。

三 審理官は、左に掲げる事由による以外、その意に反して罷免されることがない。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に耐えないとき。
- 二 職務上の義務に違反し、その他審理官たるに適しない非行があるとき。

5 審理官は、この條に特別の規定があるものの外、國家公務員法に規定する一般職の國家公務員とし同法を適用する。

(異議の申立)

第九十八條 電波監理委員会の処分に不服のある者は、電波監理委員会に対して異議の申立をすることができる。但し、この章に定める審理を経てなされた処分については、第百十五條第一項第二号に掲げる事由に該当する場合を除くの外、異議の申立をすることができない。

2 異議の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を電波監理委員会に提出して、行わなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

3 異議の申立は、処分の執行を停止しない。但し、電波監理委員会

は必要があるとき認めるときは、処分の執行を停止することができる。

(申立の却下)

第九十九條 電波監理委員会は、異議の申立が不道法であると認めるときは、直ちに、申立を却下することができる。

2 前項の規定による申立の却下は、理由を記載した文書で行い、その原本を申立人に送付しなければならない。

3 前項の文書には、第百十一條の規定により訴の提起ができる旨を記載しなければならない。

(審理の指令)

第百條 事案を審理に附する場合は、電波監理委員会において、審理官のうちのより担当者指名し及び審理に附する事案を指定して、審理の開始を指令するものとする。

2 第九十八條の規定による異議の申立があつたときは、前條の規定により却下する場合を除き、電波監理委員会は、申立書を受理した

日から三十日以内に第百一條の審理の開始がなされ、
理の開始を指示しなければならぬ。

3 電波監理委員会は、事案が特に重要であると認められた場合は、委員のうちから審理官の職務を行う者を指名することができる。この場合において、指名された委員は審理官の権限を行使することができる。

(審理の開始)

第百一條 審理の開始は、事案の当事者及び利害関係者に対し、審理官の名をもつて、事案の要旨、審理の期日及び場所並びに出頭を命ずる旨を記載した審理開始通知書を送付して行い、

2 前項の審理開始通知書を送付したときは、電波監理委員会規則の定めるところにより、審理官は、直ちにその旨を公告しなければならない。

(参加)

第百二條 前條に定める者の外、審理に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、審理官に利害関係者として参加の申出をしなければならぬ。
2 審理官は、前項の申出を受けたときは、参加の理由がなにか又は薄弱と認められたときは、参加を拒否することができる。

(代理人)

第百三條 事案の当事者又は利害関係者は、辯護士その他適当と認められる者を代理人に選任することができる。

(調査)

第百四條 審理官は、審理を行う上に必要があると認めるときは、事案の当事者若しくは利害関係者を審問し、又は参考人に出頭を求め、審問し、且つ、これらの者より意見を徴し、又は報告をさせることができる。

（主張と立証）

第二百五條 事案の当事者若しくは利害関係者又はその代理人は、審理に際して、自己の主張を述べ、証拠を申し出で、且つ事案の当事者、利害関係者若しくは参考人を審問することができる。

（審理における電波監理委員会の地位）

第二百六條 審理においては、審理官を除き、電波監理委員会は事案の当事者とみなす。

（調査及び勧告書）

第二百七條 審理官は、審理に際しては調査を作成し、及び審理の結果に基く勧告は調査に基く勧告書により調査を添えて行わなければならない。

2 前項の調査及び勧告書は公開しなければならない。

（決定）

第二百八條 電波監理委員会は、前條の規定による審理官の勧告を尊重して事案の決定を行うものとし、勧告と異なる決定をするときはその事実及び理由を明かにしなければならない。

2 前項の決定は文書でし、その謄本を事案の当事者及び利害関係者に送付しなければならない。

3 前項の文書には、審理を経て電波監理委員会の認定した事実及び理由を示さなければならない。第九十九條第三項の規定は、この文書に準用する。

4 第九十八條の規定による異議の申立に対する第一項の決定は、事案の当事者及び利害関係者を拘束する。

（参考人の救済等）

第二百九條 第九十四條の規定により出頭を求められた参考人は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受ける。

（電波監理手続）

第一百十條 この法律に定めるものを除き、審理に関する手続について必要な事項を、電波監理委員会規則で定める。

(訴の提起)

第一百十一條 電波監理委員会の処分に対しては、第九十九條の却下又は第八條の決定に限り、且つ、その却下又は決定が憲法その他の法令に違反することを理由とする場合に限り、訴を提起することができる。

(出訴期間等)

第一百十二條 前條の訴は、第九十九條の却下又は第八條の決定があつたことを知つた日から六十日以内に、提起しなければならない。但し、却下又は決定の日から百二十日を経過したときは、訴を提起することができない。

2 前條の訴は、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

(記録の送付)

第一百十三條 第一百十一條の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく電波監理委員会に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

(事実認定の拘束力)

第一百十四條 第一百十一條の訴については、審理を経て電波監理委員会の認定した事實は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が、判断するものとする。

(証拠の申出及び証拠調)

第一百十五條 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に関係のある新たな証拠の申出をすることができる。

一 審理官が、正当な理由がないのに、当該証拠の申出を採用しなかつた場合

二 第九十八條の異議申立についての審理に際し、当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつた場合

2 前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その事由を疎明しなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定による新たな証拠を取り調べる必要があると認めるときは、電波監理委員会に対し、当該事件を差し戻し、審理に附して当該証拠を取り調べた上適當な措置をとることを命じなければならぬ。

第九章 罰則

(虚偽の通信の罪)

- 第一百十六條 他人に損害を加ふる目的で、無線設備によつて虚偽の通信を発信した者は、二年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。
- 2 公益を害する目的で、無線設備によつて、虚偽の通信を発した者は、五年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。
- 3 船舶遭難の事実がないのに、無線設備によつて、遭難通信を発した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。
- 4 無線通信の業務に従事する者が、第一項の行為をしたときは、五年以下の懲役又は一万元以下の罰金に、第二項の行為をしたときは、十年以下の懲役に、第三項の行為をしたときは、一年以上の有期懲役に処する。

(遭難通信取扱拒絶等の罪)

- 第一百十七條 無線通信の業務に従事する者が、正当の事由がないのに、
- 第七十八條の規定による遭難通信の取扱をしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期懲役に処する。
- 2 遭難通信の取扱を妨害した者も、前項と同様の罰に処する。
- 3 公衆通信の業務に従事する者が、正当な事由がないのに、公衆通信の取扱をしなかつたとき又はこれを遅延させたときは、二年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。
- 4 前三項の未遂罪は、これを罰する。

(障害の罪)

- 第一百十八條 無線設備による通信、信号若しくはエネルギーの伝送を障害し又はこれを障害する虞のある行為をした者は、七年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。
- 2 前項の未遂罪は、これを罰する。

(公序良俗違反通信の罪)

- 第一百十九條 無線設備又は第三百三十五條に規定する設備によつて、公安を妨害し、又は風俗をかい乱する通信を発した者は、二年以下の

懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の行為をしたときは、五年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

3 前項の未遂罪は、これを罰する。

(電報開披、毀棄、隠匿の罪)

第二百十條 公衆通信の業務に従事する者が、正当な事由がないのに、電気通信省の取扱中に係る無線電報を開披、毀損、隠匿若しくは放棄し、~~或は~~又は受取人でない者に交付したときは、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

(秘密を侵す罪)

第二百十一條 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の通信の秘密若しくはその

存在を漏らし、又はこれを利用したときは、二年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、これを罰する。

(不法使用の罪)

第二百十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條第一項(第三百三十五條及び第三百三十六條において準用する場合を含む。)の規定による許可がないのに、無線設備を使用した者

二 第二十六條のうち第四号から第六号まで及び第九号から第十四号まで(第三百三十五條及び第三百三十六條において準用する場合を含む。)に掲げる免許状の記載事項に違反して無線設備を使用した者

三 第三十條第一項(第三百三十五條及び第三百三十六條において準用

する場合を含む。一の機を二つ受けたら無線設備を使用した者
 四 第八十八條第一項（第三百三十五條及び第三百三十六條において準
 用する場合を含む。）の規定によつて機を停止された無線設備
 を使用した者

2 前項の場合において、無線設備を他人の用に供し、金銭物品を收
 得したときは、これを没収する。既に消費又は譲渡したときは、そ
 の金額又は代價を没収する。
 （料金の免脱の罪）

第二百二十三條 不正に公衆通信に關する料金を免れ又は他人をして免
 れさせた者は、二十円以下の罰金に処する。

2 公衆通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、一年以
 下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（供用拒否の罪）
 第二百二十四條 第三十七條の場合において、正当の理由がないのに、

無線局の供用を拒んだときは、五十円以下の罰金に処する。

（他人の施設の不法使用の罪等）

第二百二十五條 他人の施設した無線設備を不正に使用して電波を放射
 した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 無線局に依頼して、不正に電波をさせた者は、千円以下の罰金に
 処する。

（従事者免許がないのに従事した罪等）

第二百二十六條 左の各号の一に該当する場合は、五十万円以下の罰金に
 処する。

一 第五十五條の規定による無線従事者免許がないのに、無線設備
 の運用又は操作に従事した者

二 第九十一條第二項の規定による業態の停止処分を違反して、無
 線設備の運用又は操作に従事した者
 （運用の制限に違反した罪等）

第二百二十七條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金

する。

一 第八十八條第二項（第三十五條及び第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による無線局の使用の停止若しくは制限の命令に従わない者

二 第三十七條第二項の規定による設備の変更又は特殊の設置の命令に従わない者

（職務執行妨害の罪）

第二百二十八條 この法律に基いてなす職員の仕事の執行を拒み、妨げ、若しくは、忌避した者又は、この法律に基いてなす無線局の検査の際その職員の尋問に対して、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者は、千円以下の罰金又は科料に処する。

（両罰規定）

第二百二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第二百二十二條、第

百二十四條、第二百二十七條及び前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

（出頭、陳述をしない等に対する制裁）

第三十條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一 第五十三條 第一項及び第二項の規定に違反して無線設備の機器を使用したとき

二 第四條の規定による事案の当事者、利害關係者又は参考人が正当の事由がないのに、出頭せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をしたとき

（免許状及び免許証を返納しない場合の制裁）

第三十一條 第三十五條（第三十五條及び第三十六條において準用する場合を含む。）又は第六十條の規定に違反して、免許状又は免許証を返納しない者は、五百円以下の過料に処する。

第十章 雜則

(條約等の実施)

第三百二十二條 電波監理委員会は、電波の利用に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定の實施に當る主管廳とする。

2 電波監理委員会は、前項の實施のため必要があるときは、電波監理委員会規則を發することができる。

(條約の遵守)

第三百二十三條 電波の利用に関して、法令に規定していない事項であつて、國際的及び地域的な條約、規則及び協定に規定があるものは、その規定によるものとする。

(この法律の適用範圍)

第三百二十四條 この法律及びこの法律に基く電波監理委員会規則は、國、都道府県、市町村その他これに準ずるものに対しても適用があるものとする。但し、罰則については、この限りでない。

(高周波通報信号設備に対する準用)

第三百三十五條 電線路(ケーブル)搬送設備並びに平衡二線式裸線搬送設備を除く。(一)に一万サイクル以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通報信号設備については、第十九條、第二十一條から第二十五條第二項まで、第二十六條、第二十八條、第二十九條から第三十五條まで、第三十七條から第四十四條まで、第五十三條、第六十三條、第六十四條、第七十二條、第八十六條から第九十條まで、及び第九十二條から第九十四條までの規定を準用する。但し、電波監理委員会規則の定めるものについては、無線局の免許に関する規定は準用せず、免許に代え届出を要するものとする。

(高周波利用設備に対する準用)

第三百三十六條 前條に該當するもの以外の一万サイクル以上の高周波電流を利用する設備であつて、電波監理委員会の指定するものについては、第十九條、第二十一條から第二十五條第二項まで、第二十

六條、第二十八條、第二十九條から第三十五條まで、第四十條から第四十四條まで、第五十三條、第六十四條、第八十六條から第九十條まで及び第九十二條から第九十四條までの規定を準用する。但し、電波監理委員会規則の定めるものについては、無線局の免許に関する規定は準用せず、免許に代え届出を要するものとする。

（無線設備の保護）

第三百二十七條 電波監理委員会は、無線設備の機能に及ぼす障害を防止するため必要があると認めるときは、前二條に規定する設備を除く電波の発生を伴う設備の技術基準を定めることができる。

2 前項の設備は同項の技術基準に適合することを要し、適合していない場合は、電波監理委員会はその設備の変更又は特殊の措置をとることを命ずることができる。

3 前項の場合において要した費用は、その設備をなす者がこれを負担するものとする。

第三百二十八條 電波監理委員会の施設した方位を測定する無線設備の施設場所から一キロメートル以内の地域に電氣的設備、建造物、又は金属性垂直物体その他電波をじよう乱す虞のある物体を建設又は存置するときは、電波監理委員会の許可を受けなければならぬ。

2 第三十三條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（航空機の無線施設に対する準用）

第三百二十九條 この法律の規定の適用については、航空機は、これを船舶とみなす。

（局使用者に対する適用）

第三百四十條 この法律中の無線局の選用に關する規定の適用については、第三十一條（第三百三十五條及び第三百三十六條において準用する場合を含む。）の規定による第三行はこれを免許人とみなす。

(電信法の準用)

第四百十一條 電信法(明治三十三年法律第五十九号)のうち、第四條、第十一條から第二十一條まで、第二十三條及び第二十四條の規定は、公衆通信に準用する。

2 前項により準用せられる規定において命令に委任している場合のその命令は電氣通信省令とする。前項により準用せられる規定を施行する命令も同様とする。

(非常の事態における無線通信)

第四百十二條 電波監理委員会は、政令の定めるところにより、地震、台風、洪水、津波、雪害又は火災若しくは暴動等の如き非常の事態によつて一般の通信業務に重大な支障を生じたときは、人命の救助、災害の救援及び秩序の維持等に関し必要な通信を疎通させるため、無線局を目的外に使用させることができる。

(電波の利用奨励)

第四百十三條 電波監理委員会は、その定める基本方針に基き、電波の新規利用を研究調査し、且つ、公共の福祉のため電波の利用を一層公衆に周知奨励しなければならない。

(命令委任)

第四百十四條 この法律に規定するものの外、公衆通信その他無線通信の取扱に関する細目の事項は、命令で定める。

(手数料の徴収)

第四百十五條 電波監理委員会は、電波監理委員会規則の定めるところにより、合理的な基礎に基いて、左に掲げる手数料を徴収することができる。

一 第二十一條の規定による免許の申請(第二十八條、第三百三十五條及び第三百三十六條)において準用する場合を含む。一に對する手数料

二 第二十四條の規定による新設検査(第二十八條、第三百三十五條及び第三百三十六條)において準用する場合を含む。一の手数料

- 三 第三十六條の規定による定期検査の手数料
- 四 第三十三條の規定による検定（第三百三十五條及び第三百三十六條において準用する場合を含む。）の手数料
- 五 第五條の規定による無線用水晶片周波数測定器具の校正及び発射電波測定の委託の手数料

附 則

(施行期日)

第四百十六條 この法律の施行期日は、政令でこれを定める。

(無線電信法の廃止)

第四百十七條 無線電信法(大正四年法律第二十六号)はこれを廃止する。

(無線電信法の罰則の適用)

第四百十八條 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、無線電信法はこの法律施行後もなおその効力を有する。

(無線電信法に基づく命令の規定の効力)

第四百十九條 無線電信法に基づく従前の命令の規定でこの法律が命令に委任している事項を規定しているものは、別に命令で規定せられるまでの間、この法律に基く命令の規定とみなす。

(この法律の実施前になされた処分等)

第四百五十條 従前の規定又はこれに基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中、これに相当する規定がある場合には、この法律によつて、したものとみなす。但し、無線局免許の有効期間については、第二十五條第三項の規定にかかわらず一年以上三年以内において、電波監理委員会の定めるところによる。

(この法律の実施前の無線従事者の資格)

第四百五十一條 この法律の施行前に、無線通信士資格検定規則(昭和六年逓信省令第八号)の規定によつて、無線通信士第一級、第二級、第三級、電話級又は保守員級の資格を得た者は、この法律の施行の日、この法律の規定による無線通信士のそれぞれに該当する資格等級の免許を受けたものとみなす。

2 この法律施行前に、電氣通信技術者検定規則(昭和十五年逓信省令第十三号)の規定によつて、電氣通信技術者第一級、第二級又は第三級(無線)の資格を得た者は、この法律の施行の日、この法

律の規定による無線技術士のそれぞれに該当する資格等級の免許を受けたものとみなす。

3 前二項の規定に該当する者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ不可抗力による場合を除くの外、同期間満了によつて、その免許は効力を失う。

(この法律公布の際、現に無線設備に従事している無資格者)

第五十二條 この法律施行の際、現に無線設備の操作のみに従事している者は、この法律施行後一年間に限り、第五十五條の規定にかかわらず同條の免許を受けないで、それに従事することができる。

(既設の高周波利用設備の免許の申請)

第五十三條 この法律の施行の際、現に第三十六條に該当する設備を施設している者は、この法律の施行の日から三月以内にこの法律の規定に従い免許の申請をしなければならぬ。

(この法律の施行前に生じた事項の処理)

第五十四條 この法律の施行前に生じた事項については、なお従前の例による。

(船舶安全法の改正)

第五十五條 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「無線電信法」を「電波法」に改める。

○放送法案訂正意見

原案 訂正意見

理由

<p>第二十二條 監事は、協会の業務を監督し、その監査の結果を監理委員会に報告するとともにその業務報告書と会計検査院を経て国会に提出しなげなければならない。</p>	<p>4 監事は、協会の業務を監督し、その監査の結果を監理委員会に報告するとともにその業務報告書を電波監理委員会及び会計検査院に提出しなげなければならない。</p>	<p>放送協会の監督官庁たる電波監理委員会に事務提出すべしであり、又国会へ提出については内閣を経て行われざるべきである。</p>
<p>5 会計検査院は、前項の業務報告書に對する意見を電波監理委員会に通知するものとする。</p>	<p>電波管理委員会は、前項の業務報告書及びこれに對する会計検査院の意見を、意見を内閣を経て国会に提出しなげなければならない。</p>	<p>総 理 廳</p>
<p>第二十八條 2 協会の前項本文の規定により契約を締結し、若しくは若者から徴収する受信料は、国会が定める。</p>	<p>2 協会の前項本文の規定により契約を締結し、若しくは徴収する受信料は、国会の議決に基いて電波監理委員会が定める。</p>	<p>3 財政法第三條の規定に準じて国会の議決に基いて監督官庁たる電波監理委員会が定めるに適當と考へらる。</p>
<p>第三十條 協会は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後二月以内に、電波監理委員会を経て、国会に提出しなげなければならない。</p>	<p>第三十條 協会は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後二月以内に電波監理委員会に提出しなげなければならない。</p>	<p>第二十二條の場合と同様</p>

大とあはこしれ対する意見
見を添えて内閣を経て
国会に提出しなけし
なけし

第三十一条協会は、事業第三十一条協会は、事業年
年度ごとの事業報告
書、財産目録、貸借
対照表及び損益計
算書並にこれらに
関する説明書を作
成し、毎事業年度経
過後二月以内に、
会計検査院に提出し
た
度ごとの事業報告書、財
産目録、貸借対照表及び
損益計算書並にこれら
らに關する説明書を作
成し、毎事業年度経過
後二月以内に、
委員会は、
会計検査
院に提出しなけし

同
之

なけし

2. 会計検査院は、前
項の事業報告書、
財産目録、貸借対
照表及び損益計
算書を検査し、そ
の検査報告書を
国会に提出しなけ
し

なけし

3. 電波監理委員会は、
前項の事、
の検査を経て、
報告書、財産目録、貸
借対照表及び損益計
算書、
院の報告書を添えて、内
閣を経て国会に提出し
なけし

2. 会計検査院は、前項
の書類を検査し、検査の
結果に關する意見を電
波監理委員会に通知する
ものとする。

総
理
廳

○^{放送}法改正意見

人事課

原案

第十四條

5の四 國務大臣又は政府職員

訂正意見

國務大臣又は政府職員（機
関及附屬機關の事務職員で
ない非常勤職員を除く）に
訂正

理由

○例へば監理委員（十八條に
より無任分限）が或省の附
属機関の委員（例へば社會
教育審議会とか成人少年問
題審議会とか国立公園中央
審議会等の委員）等になる
事は差支へないと思われる。
（國鉄監理委員会に關する
日本國有鉄道法第十二條第
三項參照）

第十五條

3 委員は、任期が満了した

第十四條にある次の「第一項

○「第十四條第一項及び第三

適合においては、第一項の
規定にかかわらず、第十四
條第一項及び第三項の規定
によりあらたに委員が任命
されるまで引続き在任する

及び第三項」を別項「第十四
條の規定により」とする。

項の規定により」とすると
きは同條第四項の規定によ
ることを排除する様にもと
れるから、その疑義をなく
するため

第十七條

（罷命）

2 委員（特別委員を含む）

のうち五人以上が同一の政
党に屬することとなつた場
合においては、これらの者
の四人を超える、員数の委
員は、内閣總理大臣が、兩
院の同意を得て、これを
罷免する。

（罷免）の誤植であらう

「但し、政党所属關係につい
て異動のなかつた委員の地
位に、影響を及ぼすもので
はない」を加える。

○國家公務員法第八條第三項
（人事官の罷免）と同様の趣
旨が必要と考へる

○電波法草案訂正意見

人事課

草案

訂正意見

理由

第五條 電波整理委員会は、委員長一人及び委員（委員長を除く、以下同じ）六人をもつて組織する

（委員長を除く、以下同じ）を削る

○委員一人は書かない様に思われる

委員は、國家公務員法第二條第三項第九号に掲げる特別職の國家公務員とする

削除

○第六條で委員は兩議院の同意を得て任命されるから國家公務員法上当然特別職である

第六條（委員の任命）中 第十一條（罷免）

任命権者内閣総理大臣とあるを内閣と改める

○委員会内閣に設置されるから（國家公務員法第五條及第八條参照）

第十二條（彈劾）中 第十條（退職）

内閣総理大臣の彈劾の訴追を内閣の彈劾の訴追と改める

第十一條

第一項に

○同項に同じ

「但し政黨所屬關係について異動のなかつた委員の地位に、影響を及ぼすものではない」を加える